

Beyond

ASAHI
Research Institute

2023. 12 vol.36

ホットな台湾

あさひ総研

従業員・役員貸付金に関して

2024年4月、労働条件明示のルールが変わります

インフォーマル組織の重要性

新しい時代の公益法人制度改革

Focus

株式会社クリエイションイマジン

News

あさひ通信

第221回 フィロソフィ

INFORMATION



CONTENTS

ホットな台湾

あさひ総研

- 01 ・事業承継
従業員・役員貸付金に関して
- 02 ・労務
2024年4月、労働条件明示のルールが変わります
- 03 ・経営
インフォーマル組織の重要性
- 04 ・公益法人
新しい時代の公益法人制度改革

Focus 株式会社クリエイションイマジジン

News

あさひ通信 第221回 フィロソフィ

INFORMATION

[Beyond] について

企業を取り巻く環境は、DX化、新型コロナウイルスへの対応、人口構造の激変、AIやロボティクスをはじめとしたテクノロジーの進展により、これまで経験したことのない状況に遭遇しています。これまでの業界の常識や前提は通用しない時代、従前の枠を超えた思考が必要な時代になっていると感じます。あさひグループではこれまでの会計事務所の枠を超えて、経営者の皆様に役立つ情報を提供、活用頂きたいという思いを込めて『Beyond』を発刊いたします。

海外企業の日本進出にむけて



ホットな台湾

統括代表社員 田牧 大祐

台湾の大手半導体メーカー PSMC^{*1} の合併企業が宮城県に半導体工場を設立するという発表はホットなニュースである。台湾の半導体売上1位の TSMC は、2024年に熊本工場での製造を開始する予定であり、現在第3工場まで検討しているという。熊本県では関連企業の求人増加や不動産価格高騰に沸いている。熊本、北海道に続く、東北初の国内半導体工場として、地域活性化、雇用拡大が期待されている。

先日、台湾の会計事務所、台北財政部^{*2}、法律事務所等を訪問する機会があった。

台湾で会計事務所を運営している西川靖章氏からは、台湾の企業が日本に進出するにあたり、台湾人を代表者にすると銀行口座開設が困難で、事業許可などの手続きが複雑だという話があった。進出する台湾企業を支援する機関や相談先が日本に無いという困りごとを聞き、日本では海外進出の積極推進の一方で、受入の支援体制が無い事に気付かされた。

台湾の税制は、インボイス制度が有効に機能している。インボイスを事業者が当局から購入し発行する。未使用のNo.は返却する。これにより、発行したインボイスNo.と事業者の売上金額が紐づけられ、売上を過少にする脱税が防止されている。また、インボイスNo.を使わない現金商売を防止するため、No.を付したレシートを宝くじにしている。2か月に一度当選番号が発表されるもので、消費者がレシートを受け取るように取組んでいる。現在は、電子

化が進みアプリでレシート管理と当選確認ができるようになっている。制度の合理性もあるが、取組も斬新である。

台湾は、コロナ禍で世界が混乱する中、ロックダウンも緊急事態宣言もすることなく、濃厚接触者の追跡システム等によるコロナ対策で成果を上げたことが知られている。これは、デジタル担当大臣オードリー・タン氏によるものといわれる。オードリー・タン氏を、中学中退という学歴に関係なく、35歳でデジタル大臣に抜擢する政治的決断が出来る台湾にはすごみがある。

合理的な制度や工夫、思い切った抜擢ができる台湾と日本の違いを感じる視察であった。

日本の一人当たりGDPは、円安傾向から2023年には台湾に抜かれることがほぼ確実視されている。今後、日本経済の成長に向けて、台湾企業等の海外からの企業受入推進も重要な取組といえる。海外からの日本進出が地域経済の活性化をもたらす、停滞する日本経済の処方箋にもなる。

銀行口座が作れない、手続きが複雑で進まないでは、海外企業の日本誘致は進まない。誘致の環境整備に加え、支援する機関、民間企業が必要だ。

*1 台湾のファウンドリー（半導体受託製造）企業で売上3位。

*2 日本の国税庁にあたる。



中小企業では様々な理由から、役員または使用人へ貸付することがあります。本稿では役員または使用人への貸付金について解説します。

<利息の設定>

会社から役員または使用人へ貸付をした場合には、利息を設定します。銀行等から融資を受けた際に、利息が必要となるのと同様の考え方です。税務上は、もし従業員や役員へ会社が貸付をしながら、その貸付にかかる利息を認識しない場合、あるいは低すぎる利率を設定した場合、その分の利息額が役員または使用人への給与として課税されます。

会社から役員または使用人へ貸付する際の利率は、国税庁のホームページのタックスアンサー No.2606「お金を貸し付けたとき」が参考になります。

【抜粋】

「役員または使用人に貸し付けた金銭の利息について」

役員または使用人に金銭を貸し付けた場合、その利息相当額は、次に掲げる利率によります。

- (1) 会社が他から借り入れて貸し付けた場合：その借入金の利率
- (2) その他の場合：貸付けを行った日の属する年に応じた次に掲げる利率
 - ・平成22年から25年中に貸付けを行ったもの：4.3%
 - ・平成26年中に貸付けを行ったもの：1.9%
 - ・平成27年から28年中に貸付けを行ったもの：1.8%
 - ・平成29年中に貸付けを行ったもの：1.7%
 - ・平成30年から令和2年中に貸付けを行ったもの：1.6%
 - ・令和3年中に貸付けを行ったもの：1.0%
 - ・令和4年から令和5年中に貸付けを行ったもの：0.9%

役員または使用人に無利息または低い利息で金銭を貸し付けた場合には、次の「金銭を無利息または低い利息で貸し付けたとき」の場合を除き、上記の利率により計算した利息の額と実際に支払う利息の額との差額が、給与として課税されることになります。

「金銭を無利息または低い利息で貸し付けたとき」

役員または使用人に無利息または低い利息で金銭を貸し付けた場合に、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合には、上記の「役員または使用人に貸し付けた金銭の利息について」にかかわらず、給与

従業員・役員貸付金に関して

として課税しなくてもよいことになっています。
(2) 会社における借入金の平均調達金利など合理的と認められる貸付利率を定め、この利率によって役員または使用人に対して金銭を貸し付ける場合

上記抜粋の通り、給与課税を避けるためには、他より借入をして役員または使用人に貸付をする場合、その利率で役員または使用人へ貸付ける必要があります。また会社が複数の借入をしているような場合は、平均調達金利等の合理的と認められる貸付利率を設定する必要があります。このように役員または使用人への貸付をする際は、利息をどのように設定するか注意が必要です。

<返済の問題>

役員または使用人に会社が貸付を行った場合、どのように返済を受けるかも事前に考えなければなりません。返済を受けるつもりなく会社が役員または使用人へ貸付をしているとすると、貸付そのものが給与とみなされてしまうこともあります。

役員または使用人が会社からの借入金を返済するには、役員報酬や給与を原資として返済することがまずは考えられますが、報酬・給与は所得税が課されます。仮に返済のために報酬・給与等を増額したとしても、所得税負担も増加しますので留意が必要です。そのため、役員または使用人への貸付の際は返済もしっかり考慮して行うことが必須です。

国税庁 HP タックスアンサー No.2606
<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/gensen/2606.htm>



山形事務所
パートナー
公認会計士・税理士 広川 諭

2010年新日本有限責任監査法人(現 EY 新日本有限責任監査法人)入所。事業会社を中心に会計監査業務に従事。2017年税理士法人あさひ会計に入所後はM&A支援、株価算定・シミュレーション、財務デューデリジェンス、税務相談(組織再編、グループ法人税制)を担当。

2024年4月、労働条件明示のルールが変わります



「労働基準法施行規則」の改正及び「有期労働契約の締結、更新及び雇止めに関する基準」の改正に伴い、2024年4月1日以降締結の労働契約から、労働条件の明示事項等が変更されます。

【新たに加わった書面明示事項】

1. 雇入れ直後の就業場所・業務の内容に加え、就業場所・業務の「変更の範囲」
2. 有期労働契約の更新上限に関する事項
 - ・更新上限の有無その内容
 - ・更新上限を新設・短縮する場合は、その理由を説明
3. 無期転換を申し込める旨の明示+無期転換後の労働条件

1. 就業場所・業務の変更の範囲

全ての労働者が対象です。有期労働契約の締結時及び更新時にも明示する必要があります。

就業場所と業務とは、労働者が通常就業することが想定されている就業の場所と、労働者が通常従事することが想定されている業務を指し、臨時的な応援業務や出張、研修等、一時的に変更される場合を含みません。「変更の範囲」とは、今後の見込みも含め、その労働契約の期間中における就業場所や従事する業務の変更の範囲のことをいいます。テレワークをすることがある場合は、自宅、サテライトオフィス等、実際に業務を行う場所を明示する必要があります。

【明示の例】※厚生労働省資料から筆者作成

	雇入れ直後	変更の範囲
①就業場所・業務に限定がない場合		
就業場所	仙台営業所	会社の定める営業所
	宮城支店	海外(イギリス、アメリカの2か国)及び全国(東京、大阪、神戸)への配置転換あり
	本店及び労働者の自宅	本店及び全ての支店、営業所、労働者の自宅での勤務
	福岡事務所及び労働者の自宅	会社の定める場所(テレワークを行う場所を含む)
従事すべき業務	原料の調達に関する業務	会社の定める業務
	広告営業	会社内での全ての業務
	店舗における会計業務	全ての業務への配置転換あり
②就業場所・業務の一部に限定がある場合		
就業場所	仙台営業所	東北エリアにある当社営業所
	東京本社	東京本社、大阪支社及び名古屋支社
	山形事務所	原則、山形県内(ただし、東北地方に事業所が新設された場合、希望に応じて当該事業所に異動することがある。)
従事すべき業務	施設警備	施設・交通警備等の警備業務
	商品企画	本社における商品又は営業の企画業務、営業所における営業所長としての業務(ただし、出向規程に従って出向を命じることがあり、その場合は出向先の定める業務)※在籍出向の可能性のある場合であって、出向元での就業場所・業務の範囲を超える場合はその旨明示する。
	介護業務	介護業務、介護事務(介護業務とは、入所者の着替え、食事、入浴及び排泄の介助等を行うものであり、介護事務とはレセプトの作成等介護業務に関連する事務作業一切をいう。)
③完全に限定(就業場所や業務の変更が想定されない場合)		
就業場所	仙台駅前店	変更なし / 仙台駅前店
従事すべき業務	理美容業務	理美容業務
	ピッキング、商品補充	雇入れ直後の従事すべき業務と同じ

◆就業規則に詳細を定め、個別の雇入れ時通知には「就業規則第〇条参照」と記載することも可能です。

2. 有期雇用契約の更新上限に関する事項

有期雇用契約の更新回数について、労働契約法による無期転換との関係や、従事させる業務の有無・量の変化に応じて、上限を設けている場合があります。有期雇用契約締結・更新時には、このような更新上限の有無や内容を明示しなければなりません。

【明示の例】

「契約期間は、通算4年を上限とする」
「契約の更新回数は3回まで」

また、更新上限を新設又は短縮(例：上限が5年だったところ、3年に変更する等)しようとする場合は、その理由を労働者に説明しなければなりません。

3. 無期転換に関する事項

無期転換申込権が発生している有期契約労働者に対し、以下を書面で明示します。

- ①無期転換権が発生していること
- ②無期転換後の労働条件
- ③均衡を考慮した事項の説明(努力義務)

無期転換とは、有期労働契約を更新することにより、契約期間が通算5年超となった有期契約労働者が申し出た場合は、期間の定めのない(無期の)労働契約に変更される(労働契約法第18条)というものです。当事者である有期労働契約者に、「あなたは無期転換する権利を持っています。無期転換後の処遇はこれこれです(配置転換・職務内容変更の有無、待遇の内容)」と事業主に説明させ、無期転換制度の理解を深めて、希望者が無期転換できるように促す狙いがあります。

適用は、2024年4月1日以降に契約締結・契約更新をする労働者です。雇用契約書や労働条件通知書、その他交付する資料の項目を変更する必要があります。就業場所・業務の変更の範囲をどう表示するか検討することにより、自社の各従業員区分の待遇差の理由が明らかになり、同一労働同一賃金の問題を点検することができます。

●厚生労働省による解説ページ

「令和6年4月から労働条件明示のルールが改正されます」
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_32105.html



いまの社会保険労務士事務所
特定社会保険労務士 今野佳世子

埼玉県内3か所の労働基準監督署にて労災認定・保険給付業務等に従事。2008年いまの社会保険労務士事務所を開業。2010年特定社会保険労務士付記。



少し前の話になりますが8月10日付の日本経済新聞にて、ビデオ会議システムを提供する Zoom ビデオコミュニケーションズ社が自社オフィスから 50 マイル (約 80km) 以内に住む従業員に対して週 2 日の出社を要請したと報じられました。

新型コロナウイルス流行期に在宅勤務やリモート会議を支えて一躍有名になった代表的な Web 会議サービスの運営会社が「出社すべき日」を設けて自社の社員にオフィス回帰を求めたことから、記事では、完全リモートワークを続けることの難しさを象徴する出来事だと説明しています。Zoom 社は、これまで世界で 7,000 人を超える従業員の大半に在宅勤務を認めていたようですが、従業員がチームと交流できるよう「週に複数回の出社と在宅勤務を組み合わせたハイブリッド型の勤務体制をとることが Zoom 社にとってより効果的だ」とコメントしています。

この出来事は、職場の生産性向上という観点から考えさせられるものがあります。生産性とは、一定の時間や労力でどれだけの成果を出せるかという指標ですが、その向上にはさまざまな要因が関係しています。例えば、環境、技術、組織、賃金、モチベーション、人間関係などです。これらの要因の中で、とくに人間関係の重要性を示した有名な実験に「ホーソン実験」があります。

「ホーソン実験」とは、1924 年から約 8 年間の長期にわたって、アメリカのウェスタン・エレクトリック社のホーソン工場で行われた大規模な一連の実験研究です。

最初の実験では、照明の明るさの変化が生産性に及ぼす影響を調べました。「照明が明るい状態では生産性が上がり、暗い状態では生産性が下がる。」という仮説のもとで始めた実験でしたが、結果は予想と異なるものでした。照明を暗くしても明るくしても、あるいは変化させなくても、一定の期間が経過すると生産性が少しずつ向上したのです。

2 回目の実験では、賃金や休憩時間などの労働条件を変化させながら生産性を調査しました。労働条件を改善することで生産性が向上しましたが、労働条件を悪くしても生産性が向上したり、労働条件を元に戻しても生産性が引き続き向上するなど、労働条件と生産性の相関関係を確認できませんでした。

これまでの実験で予想した結果を得られなかった研究者たちは、2 万人を超える従業員に対して面接調査を行いました。その結果、従業員の労働意欲は、個人的な好みや感情、職場における人間関係に左右されるもので、作業環境や労働条件による影響は比較的少ないということが判明しまし

インフォーマル組織の重要性

た。研究者たちは、時間が経つにつれて従業員同士が仲良くなっていったことが生産性を向上させた要因ではないかと考えました。

最後に行われた実験では、集団で行う作業において従業員同士の関係がどのように影響しているかを調査しました。実験の結果、課や係、上司と部下など、会社によって組織化された公式組織（フォーマル組織）とは別に職場内で小さなグループが自然と発生し、そのグループ内での仲間意識や人間関係が生産性に大きな影響を及ぼしていることが判明しました。

「ホーソン実験」は、職場の「非公式組織（インフォーマル組織）」における一体感や仲間意識、そこで人間関係が、生産性向上に強く関係していると結論づけています。和やかに打ちとけた雰囲気や仲良くやっている職場の方が、やる気が出て仕事の能率が上がるということのようです。

インフォーマル組織は、社員同士の友好関係から自然発生的に生まれるものであって計画的につくることはできません。しかし、仕事以外で社員同士が何気なくかわり合うような場を意図的につくり、仕事の話だけではなく特段の目的をもたない日常的な会話が自然と交わされるような機会を設けることで、インフォーマル組織の発生を促すことができるかもしれません。

(参考・出典)

日本経済新聞 (2023 年 8 月 10 日)



株式会社旭ブレインズ
コンサルタント 倉金 徹

経営コンサルティング業務に従事。
中小企業診断士
情報処理安全確保支援士
(登録番号第 001326 号)

新しい時代の公益法人制度改革

前回の記事では骨太の方針 2023 の概要を掲載しましたが、今回はより具体的に公益法人制度改革に係る政府方針のうち、影響が大きいと思われる 3 点をご紹介します。

①収支相償原則の見直し

「収支相償原則」は、公益目的事業に充てられるべき財源の最大活用を促す規律として定められていますが、以下のような課題がありました。

- ・単年度の収支がマイナスでなければならないという誤解 (FAQ 等で 2 年間で解消)
- ・収支判定において過去の赤字は考慮されない
- ・事業ごと (公 1、公 2 等) のマイナスが求められるので、効率的な資金活用が困難
- ・特定費用準備資金の積み立てが、使途指定を厳密に求められているため使い勝手が悪い

そこで法人の経営判断で財源の配分を行い、公益目的事業への効果的活用を促進するため以下の見直し案が検討されています。

- ・公益目的事業収入と費用について、中期的に均衡を図る趣旨を法律で明確化
- ・公益目的事業全体で過去の赤字も含めた収支差に着目 (構造的に赤字が生じるような事業は、行政が公益性の確認等を行う)
- ・赤字がある場合は、中期的に収支均衡を回復 (収支均衡の判定及び、均衡状態を回復するための「中期的」は 5 年間)
- ・「公益充実資金」として、従来の特定費用準備資金・資産取得資金の使い勝手を改善 (事業単位での設定でなく横断的大括りな設定が可能になる他、認定前の新規事業のための資金の積み立てが可能)
- ・指定正味財産に繰入れる寄附金の使途の指定について、最大で「公益目的事業全体」と指定することも可能にして、寄附者の意思確認を容易化する
- ・「収支相償」という呼称についても今後検討を行う

②遊休財産保有制限の見直し

「遊休財産保有制限」は、安定した法人運営を継続するための余裕財産を確保しつつ、資産の死蔵を避ける (非課税等の税制優遇で資産をため込むこと) 規律ですが、こちらも多くの課題がありました。

- ・安定した法人運営の継続や不測の事態に備えるために必要な財産は法人の事業内容や規模によって異なり、公益目的事業費の 1 年分を超えた保有が必要な場合もありうる
- ・今回のコロナ等の突発的な理由により、通常通りの事業を実施できなかった場合など、保有上限額が急激に変動して対応が困難
- ・年度末まで固有上限額が確定せず、予見可能性が低い



そこで法人の経営判断に必要な財産を確保し、不測の事態に対応できる安定した法人運営が可能になるよう見直しを検討されています。

- ・遊休財産が合理的な理由により上限を超えた場合、法人が自ら超過した理由と超過額を将来の公益目的事業に使用する旨を行政庁の定める様式に記載し、公表することで明らかにし、継続的にフォローアップを行う
- ・財産の状況を貸借対照表内訳表で透明化
- ・上限額となる公益目的事業費は、過去 5 年間の事業費の平均を基本として、当年度または前年度事業費を選択することも可能とする

③公益認定、変更手続きの柔軟化・迅速化

現在は、手続きに一定期間を要する「認定」事項が多く、審査過程でガイドライン等に明記されていない書類の提出を求められることなどがあり、法人の負担が重く、審査期間が長期化する場合があります。そこで、公益法人の柔軟・迅速な事業再編を阻害しないよう、公益認定、変更手続きを簡素化・明確化する見直し案が出ています。

- ・変更手続きについて、「事業の公益性に実質的に大きな影響を与えない変更」であって、かつ、「該当変更後に不適切な事態が発生した場合には事後の監督手段で是正しようと想定されるもの」は、届出化するという方向で検討
 - ①公益目的事業の種類又は内容の変更
新規事業の追加及び事業内容の変更のうち当該事業の公益性に大きな影響を及ぼすものを除き届出化
 - ②収益事業等の内容の変更
届出化
 - ③事業実施区分等の変更
認定 (審査のメリハリ付け) ※他の法令等をふまえて、事前届出化も検討
- ・認定か、届出かの具体的な基準を明確化
- ・審査に必要な書類を簡素化・合理化、審査期間を公表し短縮を図る

なお今後のスケジュールは、以下の通り予定されています。令和 6 年 3 月の通常国会に改正法案提出 → 政令・省令・ガイドラインの改正、会計基準の見直し → 令和 7 年 4 月 改正認定法令施行 (令和 7 年度決算から新基準での財務諸表作成)



山形事務所 経営支援 DX 部
チームマネージャー 柴田 憲吾

一般の事業会社のほか、公益法人アドバイザーとして公益法人も担当。社内外の IT 化、DX 化、業務改善を進めている。

Focus

建築デザイン・インテリアデザインで
経済効果を上げることに挑戦を続けています。

2008年に創業して以来15年。住宅・店舗・オフィス・各種建物・ガーデンなどをデザインし、施工を行い、造ってきました。

全ての案件は「必ず効果を上げる」「必ずオドロキ、よろこんで頂く」を使命と捉え、実現してきています。

5年前から仙台市の賃貸・売買物件のお手伝いが増加し、3年がかりのプロジェクトとなったマンション大規模修繕のデザインと施工・ビルのリノベーションを機に、2022年、本拠地を山形市本町から仙台市本町に移転いたしました。

建築デザイン・インテリアデザイン 設計 施工

CREATION
IMAGINE株式会社クリエイションイマジ
ン
https://creation-imagine.com/
宮城県仙台市青葉区本町2丁目6-30
canaria bldg. 2F
TEL.022-207-3827 山形支店

ショップにご来店される際は、ご連絡をお願いいたします。

「リノベーション」という言葉が浸透する以前から、様々な物件をリノベーションしてきましたが、事業内容の変化として、3年前からホームステージングのご依頼が増えています。「ホームステージング」とは、賃貸・売買物件にインテリアをセッティングし、生活の様子をイメージしやすくして、賃貸・売買取引が決まりやすくするための販売促進の手法です。

弊社は11年前からインテリアのショップを持ち、トレンドの家具・照明などを揃え、魅力的な空間にステージングしています。賃貸・売買物件だけでなく、個人のお客様、住宅販売会社さんのモデルハウス、賃貸・売買物件のリノベーション+ホームステージングのご依頼があります。

賃貸・売買物件の不動産物件のお手伝いでは、実際に修繕リフォームとの効果の違いを実感、インテリアデザインによる価値の向上が実益に反映され、喜んで頂いています。

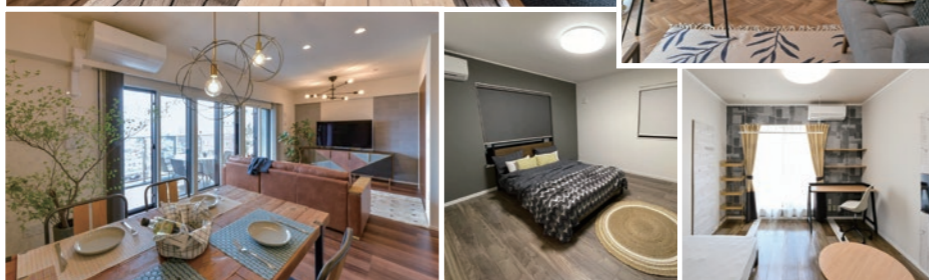
賃貸物件では賃料が5,000円～50,000円UPのお部屋になり、直ぐに入居が決まる物件となります。また、売買物件ではアパート1棟の外装リノベーション等により、売値が2倍となった物件もありました。

賃貸物件の、後継者の方への相続についてのお話を伺う事があります。大切な資産を後世に繋げていくためには、物件の価値をリバースさせ、長く収益が得られる、商品価値のある状態にしておくことが必須です。喜んで繋いでいける物件にするお手伝いも行っています。

仙台市本町マンション・canaria bldg.

before

after



「TOHOKU DX大賞2023」最優秀賞（東北経済局長賞）受賞

2023年11月16日、株式会社ASAHI Accounting Robot研究所（本社：山形県山形市、代表取締役：田牧大祐 以下「当社」）が、東北経済産業局が主催する「TOHOKU DX大賞2023」支援部門において、最優秀賞（東北経済局長賞）を受賞しました。

この表彰制度は、東北地域でデジタル技術を駆使してDXに挑戦する企業や、DXに資する人材育成などの支援を積極的に展開する企業・団体を表彰するものです。

当社が一貫して行ってきた、RPAの普及、アプリ、AI活用業務の取組が評価され、最優秀賞を受賞することができました。

当社では今回の受賞を受けて、引き続き、DXによるお客様の更なる発展に向けて、テクニカルな支援、幅広い情報発信に取り組んでまいります。



受賞記念セミナー開催

【プログラム】・TOHOKU DX大賞受賞内容紹介

・地方中小企業におけるDX推進のポイント

*セミナー終了後、オフィス見学会を実施いたします。

【会場】Microsoft Base 仙台／宮城県仙台市青葉区大町1-1-30 新仙台ビルディング4F
(株式会社ASAHI Accounting Robot 研究所 仙台オフィス内)

【時間】12月18日(月)

セミナー／15:00～16:00 オフィス見学会／16:00～16:30

【定員】15名

【参加費】無料

【登壇者】

CEO
田牧大祐CTO
佐々木伸明DXアドバイザー
滝谷匠

参加登録はこちら



株式会社ASAHI Accounting Robot 研究所／監修 あーちゃん／著 インプレス社

「できるPower Automate for desktop (できるシリーズ)」

中国語版を寄贈しました

先日の台湾視察時、現地大手弁護士法人の万国法律事務所様（スタッフ総数180名）へ訪問した折、(株)ASAHI Accounting Robot研究所 CEO田牧より、万国法律事務所のパートナー范瑞華弁護士に”できるシリーズ”中国語版（台湾書店にて販売中）を寄贈しました。



フィロソフィ

公認会計士・税理士 **栗田 健一**



今年の暮れも又、稲盛和夫氏を偲ぶ会が全国各地で開催される。2019年7月の最後の「盛和塾」(稲盛氏を塾長とする経営者の勉強会)で稲盛氏は「今日で終わりではなく、今日が皆さんにとっての始まり」と説き、「経営者がフィロソフィを実践すること」そして「全従業員とフィロソフィを共有すること」が大切だと話された。

トップが持つ人生観・哲学・考え方がすべてを決めるのだ。だから「経営者は人格を磨く必要」があり、そして「社内に立派な人間性を持った人をたくさん作れば、放っておいても会社はうまくいく」と稲盛氏はいうのだ。

あさひ会計も毎月の全体会議で600ページに及ぶ『京セラフィロソフィ』の中から項目を選び読み込んでいるのだが、遅ればせながら、あさひ会計のフィロソフィを制定し、役員始め全社員でそのフィロソフィを実践していきたいと思う。

＜1＞人間として何が正しいのかを基軸とする

私が触れた稲盛氏の最初の言葉は「動機善なりや、私心なかりしか」だった。私達は自分の判断や行動が「利己」から発せられたものではないか、その動機は「善」つまり、人助けになるか、優しいか、思いやりの心があるか、良いことか、美しいかを確信するまで自らに問う必要があるというのだ。

どんな心で経営するのかで経営は決まる。だから経営者には人格が必要となる。人間性が問われる。と同時に所員も「自分が良ければいい」と考えるのではなく「人に良かれ」という利他の心で判断し、心を磨いていく必要がある。一生はどんな心に自分を作り上げていくかで決まるのだ。

＜2＞変化に対応する

あさひ会計が東北No.1に成れたのは常に世の中の変化に対応して時代を先取りしてきたからだ。事務所設立の早い時期から会計機(オフコン)を導入、大学新卒を採用し、人事制度を導入、事

務所管理システムを構築、SEを採用し、コミュニケーションツールとしておそらく東北で初めてチャットワーク(CW)を、また名刺管理ソフトSansanの導入やマニュアル作成・共有システムの Teachme Biz の導入等、様々な世の中の先端を行く変化に挑戦してきた。

今、会計事務所の業務自体がDX化の伸展により大きく変わろうとしている。仕訳や入力業務は自動化され無くなるだろう。今後、会計事務所に期待されるのは財務コンサルティング業務だ。あさひ会計では何年も前からMQ会計を導入し、経営を4つの視点から分析する手法を確立している。全事務所的な導入が今後の喫緊の課題だろう。

＜3＞原点に戻る

例えば、毎月試算表を作り、年度末には決算書を作っているが、何の為に作っているのだろうか？それは税務署の為に作っているのでもなければ、銀行の為に作っているのでもない。経営者の為に、経営に役立たせる為に作っているのだ。従って、部門別のP/Lや顧客別(商品別)のP/Lを作らなければ経営に役立っているとは言えない。

また、人事評価は分配の為に道具でもあるが、本来的には会社が社員に期待していることを示し、社員に成長してもらう為のものだ。従って、評価項目を20個、30個と並べるのでは育成効果は薄い。

＜4＞我が事と思う

顧客である経営者や上司や部下の困りごとや悩み、そして会社の課題に真剣に向き合い、自分の事として思うことは仕事を行う上での原理原則だ。

＜5＞チームワークでケミストリー

先輩は後輩の面倒を見、後輩は先輩を尊敬する。水(H₂O)が水素(H)や酸素(O)とは全く異質の性質を持つように、チームワークには個々の能力をはるかに超えた異質の要素を発揮させる力がある。チームは一人の為に、一人はチームの為に！

SEMINAR

あさひ会計ホームページのWhat's New「セミナー情報」をご覧ください。
会場◆【山形】あさひ会計山形事務所 【仙台】あさひ会計仙台事務所

『成長戦略・事業承継 個別相談会』 参加費：無料

現在の悩み・課題に応える手法として「M&A」を検討してみませんか。M&A・事業承継に詳しい税理士・コンサルタントが個別にご相談承ります。

◎各会場先着5組様限定、完全予約制
※Zoomを利用したWEB形式の面談も可能です。



【山形】
12月12日(火)
2024年
1月15日(月)
◆時間：各会場共通
①9:00 ②10:30 ③13:00 ④14:30 ⑤16:00
共催/日本M&Aセンター

【仙台】
12月13日(水)
2024年
1月16日(火)

『～リスクリングの第一歩～ はじめてのRPA』 参加費 無 料

「リスクリングやDXについて最近よく耳にするけど、具体的に何を始めたらいい？」という方の第一歩を後押しします。

主催：株式会社ASAHI Accounting Robot 研究所
講師：エンジニア 柏倉 佑美



◎プログラム▶・Windows10、11 標準搭載のRPA
「Power Automate for desktop」とは
・企業におけるRPA活用事例、リスクリング事例から学ぶ
・Power Automate/Power Automate for desktop 自動化デモ

【山形】
12月11日(月)
2024年
1月15日(月)
◆時間：各会場共通 14:00～15:30 各会場定員◆8名

【仙台】
12月7日(木)
2024年
1月16日(火)



Microsoft Base Sendai セミナー 『RPA推進のお悩みをズバリ解決!』 ◆第6回 維持管理編 参加費 無 料

「組織内でRPAやデジタル改善の推進リーダー担う方にむけて、導入フェーズに応じた取り組み内容やよくあるお悩みの解決方法をシリーズでご紹介するセミナーシリーズです。

主催：株式会社ASAHI Accounting Robot 研究所
講師：カスタマーエクスペリエンス/ Microsoft MVP 大浜 明日香 ・ テクニカルエバンジェリスト/ DXアドバイザー 澁谷 匠

「こんな方におすすめ」
・RPA活用に興味がある、活動を始めたい方
・社内のRPA推進リーダー、メンバー
・デジタル活用の導入推進に興味がある方

【オンライン開催】
12月22日(金) ◆時間：11:00～12:00



YouTube 動画配信 役立つ「税」の情報を分かりやすく配信。限定公開です。

現在公開中のタイトルはこちら

【電子帳簿保存法】

①電子取引の取扱い<原則> ・令和5年12月までの取扱い (令和6年1月以降) ・令和6年1月以降の原則的取扱い

②電子取引の取扱い<特例> ・売上高5,000万円以下の特例 (令和6年1月以降) ・プリントアウト特例

【令和5年度 年末調整の変更点】

①扶養控除等申告書 ・国外居住親族の判定 ・配偶者と扶養親族の退職所得の記載

②住宅ローン控除 ・住宅ローン控除率の変更 ・令和4年居住のコロナ特例

【インボイス制度①～②】も好評配信中。

ぜひご覧ください！



株式会社クリエイションイマジン (P7 参照)

Beyond vol.36

2023 年 12 月 発行

発行元/あさひ総研

山形 〒990-0034 山形市東原町 2-1-27
TEL : 023-631-6521

仙台 〒980-0804 仙台市青葉区大町 1-1-30
新仙台ビルディング 4F
TEL : 022-262-4554

<https://asahi.gr.jp>